

平成 14 年 1 月 24 日

金 融 庁 長 官
森 昭 治 殿

宇 都 宮 信 用 金 庫

金融整理管財人 渡辺 洋



金融整理管財人 高橋 信正



「業務及び財産の状況等に関する報告」及び
「経営に関する計画」の提出について

当金庫の業務につきましては、日頃より格別のご高配を賜り、誠に有難く厚くお礼申しあげます。さて、預金保険法第 80 条の規程に基づき、標記について別紙の書類を提出いたします。

〔提出書類内容目次〕
別紙目次のとおり

〔添付資料〕

1. 『管財人会議』運営要領
2. 『業務運営会議』運営要領
3. 定款
4. 役員退職慰労金実績
5. 責任解明体制

以 上

目 次

	頁
I. 業務及び財産の状況等に関する報告	
1. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について	1～2
(1) はじめに	1
(2) 経営破綻の原因	1
① 当金庫をとりまく経営環境と経営状況	1
② 経営破たんに至った経緯	1
③ 破綻に至った要因	1
(3) 管理を命ずる処分までの状況	2
① 資本の状況	2
② 自己資本回復の断念	2
2. 業務及び財産の状況について	2～5
(1) 与信業務	2
(2) 預金業務	3
(3) 投資等業務	3
① 投資有価証券	3
② 商品有価証券	3
(4) 固定資産等の状況	4
(5) 不良債権の状況	4
(6) 関係会社の状況	5
3. 事業譲渡等の見込みについて	5～6
(1) 基本方針	5
① 早期譲渡	5
② 優良な顧客基盤・資産の維持	5
③ 経費の削減	5
④ 地域金融機能の維持	5
⑤ 内部管理体制の整備	5
⑥ 責任追及体制の整備	5
(2) 具体的施策	6
(3) 事業譲渡の見込み	6

Ⅱ. 経営に関する計画	7～11
1. 「業務及び財産の管理に関する計画」の基本方針	7
(1) 円滑な事業譲渡の早期実施	7
(2) 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持、 優良な顧客基盤の維持	7
(3) 公的費用の極小化	7
(4) 地域経済への配慮	7
(5) 内部管理体制の確立	7
(6) 旧経営陣等の責任追及体制の確立等	7
2. 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持の方針	8～9
(1) 基本運営方針	8
(2) 管財人会議・業務運営会議の設置	8
(3) 個別業務運営方針	8～9
① 与信業務運営方針	8～9
② 資金調達業務運営方針	9
③ 投資業務運営方針	9
④ 経費運営方針	9
⑤ その他の業務運営方針	9
3. 事業譲渡等を円滑に行うための方策	10～11
(1) 経営責任の明確化	10
① 旧経営陣の辞任等	10
② 役員退職慰労金	10
(2) 経費の削減	10
① 人員及び人件費の削減	10
② 物件費の削減	10
(3) 店舗統廃合	11
(4) 保有資産の処分	11
(5) 内部管理体制の整備	11
(6) 関係会社の整理	11
(7) 不良債権の回収強化	11
4. 法令等の遵守	11
5. 預金保険法第83条に定められた措置を 効果的に実施するための体制整備等	11

I. 業務及び財産の状況等に関する報告

1. 管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について

(1)はじめに

当金庫は、平成13年10月19日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し、「当金庫の財産をもって、債務を完済することができない」旨の申出を行いました。

これを受けて、同日、金融庁長官より預金保険法第74条第1項に基づく「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」（以下、「管理を命ずる処分」という。）を受けました。

金融整理管財人は、預金保険法80条に基づく報告の求めに応じ、当金庫の業務及び財産の状況等につき調査を行いましたので、以下のとおりご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成13年10月19日に選任されてから直ちに開始いたしました。時間的制約等もあり本報告書の内容について必ずしも十分ではないかと思われる事項もあります。しかしながら、預金保険法第83条に基づき、現在さらに旧経営陣等の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査もすすめており、これらにつきましても、後日、より明らかにできるものと考えております。

(2) 経営破綻の原因

①金庫をとりまく経営環境と経営状況

当金庫は、大正12年2月12日、産業組合法により有限責任宇都宮共福信用組合として設立、昭和26年10月20日、信用金庫法に基づき、宇都宮市を中心とした近隣市町村に居住する地域住民の企業活動と生活の向上を目的として宇都宮信用金庫に改組されました。

営業地域については栃木県下9市27町村とし、店舗は宇都宮市に本店、その他支店20店舗で営業しております。

営業体制は主として訪問・集金活動により小口の預金を集め、それを地域の中小零細企業者に対して融資する等地域密着経営を行ってまいりました。営業地域での預貸金のシェアは5%を占めています。

②経営破綻に至った経緯

協同組織金融機関として会員への資金提供等業容拡大を図ってまいりましたが、バブル以降景気の長期低迷等によって、主要取引業態である卸小売業、サービス業を中心に経営の悪化する取引先が続出し、貸出金の不良債権化が進むこととなりました。

このような状況下、経営体質の強化を図るため不良債権の整理・回収の促進と償却実施、審査体制の整備を図り、資産内容の健全化に努めてまいりましたが、長期にわたる景気低迷による取引先の倒産、破産、債務超過等悪化の一途をたどっており、当金庫の平成13年9月期の財務状況は負債が資産を上回っており、23.8億円（単体11.5億円）の債務超過となりました。

こうした状況の中にあって、当金庫では自主再建を断念し、破綻を公表するに至りました。

③破綻に至った要因

金融庁検査及び日銀考査における健全な融資資産を増強する体制、増加する不良債権回収への取組み、効率的な営業体制等の改善・指導に対して経営陣が実効ある具体的な改善策を講じなかったこと、内部規程を無視した有価証券運用及びリスクに応じた保有限度規程がない等チェック体制の不備から多額の評価損・毀損が発生したことが破綻に至った主たる要因と考えます。

(3) 管理を命ずる処分までの状況

①資本の状況

当金庫は、平成12年11月の日銀考査の結果、自己資本比率が3%程度に低下し、経営の健全性が損なわれていることが判明、考査結果に基づき平成12年9月末の自己資本比率を算定したところ、3.51%(単体4.12%)となり、平成13年3月15日、金融庁より信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法26条第1項の規定に基づく「早期是正措置命令」を受け、同年3月29日、人件費の削減等リストラ策の実施、出資の増強等を盛り込んだ「経営の健全性を確保するための改善計画について」を提出いたしました。

平成13年3月末の自己資本率は3.51%(単体3.95%)となりました。

②自己資本回復の断念

平成13年4月から6月にかけて実施された財務局による検査で債務超過(△14億円)を指摘され、当局の命令により平成13年9月末の自己資本比率を算出したところ、23.8億円(単体11.8億円)の債務超過の状況にあり、自己資本比率は△2.39%(単体1.49%)となりました。

以上のような状況にあることから、現時点で想定される期間収益力等を考慮して種々検討いたしました結果、債務超過の状態を早急に解消する有効な改善策は見出せず、自力再建は不可能と判断せざるを得ず、平成13年10月19日付けで、金融庁長官あてに「預金保険法第74条第5項に基づく申出」を行うに至りました。

2. 業務及び財産の状況について

(1) 与信業務

当金庫の与信業務については、主要営業地域である宇都宮市をはじめとする卸小売業、サービス業を含む中小零細企業者や個人への融資が多くを占めております。

〈貸出残高推移〉店舗数：21店

(単位：百万円)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均(13年3月期)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
貸出金残高	119,400	100.0	115,794	100.0	114,441	100.0	106,710	100.0	178,403	100.0
うち中小企業	79,194	66.3	78,236	67.6	78,382	68.5	72,816	68.2	123,818	69.4
うち個人	40,132	33.6	37,492	32.3	35,992	31.4	33,847	31.7	51,415	28.8
うちその他	74	0.1	66	0.1	67	0.1	47	0.0	3,170	1.8

※ 「その他」には地方公共団体が含まれる。

(2) 預金業務

当金庫の預金業務では個人預金の比率が高く、主に中小企業やその家族、従業員、知人への活動により維持されてまいりました。

〈預金残高推移〉店舗数 21 店

(単位：百万円、%)

	10年3月末		11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均(13年3月期)	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	190,139	100.0	189,959	100.0	189,751	100.0	185,379	100.0	264,662	110.0
うち個人預金	141,070	74.2	142,652	75.1	144,255	76.0	143,131	77.2	198,964	75.2
うち法人預金	45,425	23.9	43,670	23.0	42,397	22.4	39,292	21.2	52,455	19.8
うちその他	3,642	1.9	3,636	1.9	3,099	1.6	2,955	1.6	13,241	5.0

※ 「その他」には公金預金、金融機関預金が含まれる。

(3) 投資等業務

① 投資有価証券

投資有価証券につきましては、債券主体の運用を行ってまいりましたが、破綻公表後、資金繰り対策として売り切りを行っていく方針です。

〈投資有価証券残高推移〉

(単位：百万円)

	平成 11 年 3 月末	平成 12 年 3 月末	平成 13 年 3 月末	平成 13 年 3 月末の 評価損益
投資有価証券	39,519	43,474	34,737	△1,344
国債・地方債	5,124	6,205	9,770	201
社債	16,613	18,687	11,308	254
株式	1,181	2,613	2,326	△668
その他	16,600	15,968	11,331	△1,131
貸付有価証券	—	—	—	—

② 商品有価証券

商品有価証券は所有しておりません。

(4) 固定資産の状況

保有固定資産（営業用不動産、所有不動産）の状況は以下のとおりです。

今後は、業務運営上必要不可欠なもの以外は順次売却する方針といたします。

〈固定資産の状況〉

(単位：百万円)

	土 地				建 物		
	件 数	簿 価 取得価格	評価額	含み損益	件 数	簿 価 取得価格	簿 価 償却後
事業用 不動産	25	3,430 2,454	2,617	△ 812	31	1,710	518
所有不 動産	2	168 168	85	△ 82	2	80	9

(5) 不良債権の状況

当金庫の不良債権は以下のとおりとなっています。

〈リスク管理債権の状況〉

(単位：百万円、%)

区 分	12年3月期		13年3月期		業界平均(13年3月期)	
	貸出金残高	貸出金 に占め る割合	貸出金残高	貸出金 に占め る割合	貸出金残高	貸出金 に占め る割合
破綻先債権	1,387	1.21	1,479	1.39	2,438	1.25
延滞債権	6,001	5.24	9,713	9.10	10,699	5.48
3ヵ月以上延滞債権	2,786	2.43	751	0.70	234	0.12
貸出条件緩和債権	5,085	4.44	4,343	4.07	5,016	2.57
合 計	15,259	13.33	16,286	15.26	18,387	9.42

〈金融再生法の開示債権〉

(単位：百万円、%)

区 分	平成13年3月期		業界平均(平成13年3月期)	
	金 額	債権の占める割合	金 額	債権の占める割合
破綻更生債権等	7,454	6.32	6,822	3.38
危険債権	11,190	9.49	7,796	3.86
要管理債権	731	0.62	4,693	2.32
正常債権	98,478	83.56	182,737	90.44
合 計	117,853	100.00	202,048	100.00

(6) 関係会社の状況

関係会社については、事業譲渡するまでに清算する方針であります。

会社名	主な業務内容
㈱キョウフクファイナンスインク	①リース業務
	②不動産賃貸業務
宇信金総合管理㈱	①担保不動産の競落業務
	②競落不動産の保有・管理販売業務

3. 事業譲渡等の見込みについて

(1) 基本方針

①早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持及び当金庫の事業価値の劣化防止に努めます。

②優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信任を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

③経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の削減を図ります。

④地域金融機能の維持

当金庫の営業地域において、引き続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないように配慮いたします。

⑤内部管理体制の整備

内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

⑥責任追及体制の整備

預金保険法第 83 条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣の責任を明確にします。

(2) 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、上記基本方針に則った業務運営に努めつつ、業務の円滑な譲渡及び善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

(3) 事業譲渡の見込み

事業譲渡につきましては、去る 10 月 19 日に管財人が着任した時点で、栃木、烏山、鹿沼相互、小山、大田原の 5 信用金庫から分割して事業を譲り受ける用意がある旨の申し出があり、去る 11 月 2 日付で、「事業譲渡に関する基本合意書」の締結・調印を行い、1 月 15 日付で事業譲渡契約の締結・調印を終えました。

以 上